

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付関係事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の等級判定及び交付等を行っている。 特定個人情報ファイルは、精神障害者保健福祉手帳交付台帳にあたるものであり、①手帳の新規・更新・等級変更申請に対する審査及び決定 ②決定後の手帳の交付(再交付を含む) ③氏名・居住地の変更届出の受理 ④手帳の返還に係る事務に使用している。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号ないし第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表41の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表14, 18, 20, 37, 42, 48, 49, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 108, 113, 124, 125, 141, 144, 155, 161, 163の項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9, 10, 12の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	福岡県精神保健福祉センター所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県精神保健福祉センター 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7 電話番号 092-582-7510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するよう市町村へ指導している。また、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

精神保健業務管理システムへのアクセスが可能な職員は、それぞれのユーザーIDと紐づいたUSB及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第14条6号ないし12号	番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号ないし第8号	事前	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (情報の照会) 25の項 (情報提供の根拠) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 18条 (情報提供の根拠) 第12条1, 3, 4号、第20条2, 6号、第21条1, 2, 3号、第22条、第28条、第29条2号、第30条4号、第31条4号、第42条2号、第53条1, 2, 3号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号、第11条1号、第12条1, 3, 4, 6号、第20条2, 6号、第21条1, 2, 3号、第22条、第28条、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、第53条1ないし3号、第55条1, 4, 7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条2項 別表第二の8, 9, 11の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ／②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号、第11条1号、第12条1、3、4、6号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条、第28条、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、第53条1ないし3号、第55条1、4、7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条2項 別表第二の8、9、11の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号、第11条1号、第12条1、4、6、8号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条、第28条、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、第53条1ないし3号、第55条1、5、6、10号、第59条の2 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条2項 別表第二の8、9、11の項	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成27年10月31日 時点	平成30年1月5日 時点	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成27年10月31日 時点	平成30年1月5日 時点	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	福岡県精神保健福祉センター所長 楯林 英晴	福岡県精神保健福祉センター所長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	IV リスク対策			事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I 関連情報／4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ／②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1号、第11条1号、第12条1、4、6、8号、第20条2、6号、第21条1、2、3号、第22条、第28条、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、第53条1ないし3号、第55条1、5、6、10号、第59条の2 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条2項 別表第二の8、9、11の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1、4号、第11条1号、第12条1、4、6、8号、第14条1号、第20条2号、第21条1、2号、第22条1号、第28条1号、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、1号、第53条1ないし3号、第55条1、5、6、11号、第59条の2、6号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の8、9、11の項	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成30年1月5日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成30年1月5日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ／②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1, 4号、第11条1号、第12条1, 4, 6, 8号、第14条1号、第20条2号、第21条1, 2号、第22条1号、第28条1号、第29条2号、第30条5号、第31条4号、第42条2号、第43条の4, 1号、第53条1ないし3号、第55条1, 5, 6, 11号、第59条の2, 6号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の8, 9, 11の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1, 4号、第11条1号、第12条1, 2, 4, 6, 8号、第14条1, 2号、第20条3号、第21条2, 5号、第22条1号、第28条1号、第29条2号、第30条1, 2, 3号、第31条4号、第42条2号、第43条の4, 1号、第53条1, 2, 3号、第55条1, 5, 6, 11号、第59条の2の2, 1, 2, 3, 4, 5, 7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9, 10, 12の項	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月10日	I 関連情報／4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ／②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1、4号、第11条1号、第12条1、2、4、6、8号、第14条1、2号、第20条3号、第21条2、5号、第22条1号、第28条1号、第29条2号、第30条1、2、3号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、1号、第53条1、2、3号、第55条1、5、6、11号、第59条の2の2、1、2、3、4、5、7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9、10、12の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1、2、4号、第11条1号、第12条1、2、4、6、8号、第14条1、2号、第20条3号、第21条2、5号、第22条1号、第27条第1号、2号、第28条1号、第29条2号、第30条1、2、3号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、1号、第53条1、2、3号、第55条1、2、5、6、11号、第59条の2の2、1、2、3、4、5、7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9、10、12の項	事後	
令和5年3月10日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年3月10日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ／②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1、4号、第11条1号、第12条1、2、4、6、8号、第14条1、2号、第20条3号、第21条2、5号、第22条1号、第28条1号、第29条2号、第30条1、2、3号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、1号、第53条1、2、3号、第55条1、5、6、11号、第59条の2の2、1、2、3、4、5、7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9、10、12の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1、2、4号、第11条1号、第12条1、2、4、6、8号、第14条1、2号、第20条3号、第21条2、5号、第22条1号、第27条第1号、2号、第28条1号、第29条2号、第30条1、2、3号、第31条4号、第42条2号、第43条の4、1号、第53条1、2、3号、第55条1、2、5、6、11号、第59条の2の2、1、2、3、4、5、7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9、10、12の項	事後	
令和6年3月11日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和6年3月11日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号ないし第8号	・番号法 第9条第1項 別表の22の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号ないし第8号		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ／②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条1, 2, 4号、第11条1号、第12条1, 2, 4, 6, 8号、第14条1, 2号、第20条3号、第21条2, 5号、第22条1号、第27条第1号, 2号、第28条1号、第29条2号、第30条1, 2, 3号、第31条4号、第42条2号、第43条の4, 1号、第53条1, 2, 3号、第55条1, 2, 5, 6, 11号、第59条の2の2, 1, 2, 3, 4, 5, 7号 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9, 10, 12の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表41の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表14, 18, 20, 37, 42, 48, 49, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 108, 113, 124, 125, 141, 144, 155, 161, 163の項 ・福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項 別表第二の9, 10, 12の項	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	IV リスク対策／8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するよう市町村へ指導している。また、精神障害者保健福祉手帳交付関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式変更に伴うもの
令和7年3月17日	IV リスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 精神保健業務管理システムへのアクセスが可能な職員は、それぞれのユーザーIDと紐づいたUSB及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式変更に伴うもの